

登録簿

届 出 番 号	7	-	5	-	22	開 始 年 月 日	令和6年04月01日		変 更 年 月 日	
局コード	114	局名	福祉局			部コード	7	部名	障害者施策推進部	
課コード	5	課名	精神保健医療課							
同一の事務を所管する課										
保有個人情報を取り扱う事務の名称		入院者訪問支援事業								
保有個人情報を取り扱う事務の目的		精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定される患者からの希望に基づき、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。								
保有個人情報の対象者の範囲		訪問支援員及び訪問対象者								
保有個人情報の記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活等				その他		
	☐ 個人番号 ☒ 識別番号 ☒ 氏名 ☒ 国籍 ☐ 本籍 ☒ 年齢 ☒ 生年月日 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス	☒ 健康状態 ☒ 病歴 ☒ 身体の特徴	☒ 家族状況 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻	☒ 職業 ☒ 職歴 ☐ 思想 ☒ 学歴 ☒ 学業 ☐ 信教 ☒ 資格 ☐ 賞罰 ☒ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☒ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☒ 公的扶助 ☒ 趣味				☒ 口座情報 ☐ その他*		
保有個人情報の処理形態		☐ 電磁的記録以外 ☒ 電磁的記録 ☐ オンライン結合								
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他*								
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号								
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☐ 無 ☒ 有* 再委託 ☒ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*								
備考		委託内容:運営事務局の設置、訪問支援員養成研修の実施、訪問支援員の派遣、実務者会議の開催 *を付した項目について 具体的内容等を記載								
事務を廃止した場合		廃止年月日:				文書保存期限:				